

日本国環境省とモンゴル国自然環境観光省の間の環境協力に関する協力覚書  
(仮訳)

日本国環境省とモンゴル国自然環境観光省（以後、双方を指す場合は「両者」、  
個々を指す場合は「一方」という。）は、

両者間の既存の友好関係を強化することを望み、

持続可能な開発に向けた協力を推進することについての共通の関心を考慮し、

現在及び将来世代のための環境の保全及び改善の重要性に留意し、

効果的な環境の保護には、地球規模の協力及び調整の努力が必要であること、  
および環境を保護する活動は、地域、国、地方レベルで実施されるべきである  
ことを認識し、

援助効果に関するパリ宣言に位置づけられた、協力の原則、すなわち自助努力、  
制度、政策への協調、援助の調和化、開発成果管理、相互説明責任に留意し、

それぞれの国における法令に従い、

次の認識に達した。

#### 第1項 目的

この協力覚書（以下「協力覚書」という。）の目的は、環境分野における相互協  
力を強化し、促進し、発展させることである。

#### 第2項 協力分野

協力活動は、環境の保護及び改善に関連する相互に承認する次の分野から決定  
される。

##### 1. 気候変動の緩和と適応

- (A) 二国間オフセット・クレジットメカニズムの実現可能性調査
- (B) 新たなメカニズムに係る NAMA や MRV 等に関する能力開発
- (C) 脆弱性の低減に向けた早期検出ネットワーク

2. エコツーリズム
3. 自然保護
  - (A) 保護地域管理
  - (B) 渡り鳥と鳥インフルエンザ
  - (C) 砂漠化対策
4. 排水処理
5. 大気汚染管理、特にアスベスト
6. 相互の決定に基づく環境保護と改善に関する上記以外の分野

### 第3項 協力の形態

両者は、両者の利用可能な財源の範囲内で、両国の法令の規定に従い、以下を含む適切な形態により、協力を促進する。

1. 対話及びパートナーシップの促進
2. 情報と専門的知識の交換
3. フィージビリティースタディの実施
4. シンポジウム、セミナー、会合、教育、研修、ワークショップの開催、および、
5. その他、相互に決定した形態

### 第4項 実行のアレンジ

1. 両者は、この協力覚書を効果的に実施するために、フォーカルポイントを指名する。フォーカルポイントは、この協力覚書の実施に関する全ての事項について、両者の代表として活動する。日本国環境省のフォーカルポイントは、地球環境局国際協力室とする。モンゴル国自然環境観光省のフォーカルポイントは、国際協力課とする。
2. 両者は、日モンゴル環境政策対話のような適切な機会において協力の進展と成果のレビューを行う。

### 第5項 知的財産権

この協力覚書の下での協力の実施により得られた知的財産については、両者の法令に従い、使用されるものとする。

### 第6項 秘密保持

1. 両者は、この協力覚書による協力活動の実施期間において、相手方から受け取り、または、相手方に提出した文書、情報、その他のデータにおける秘密事項について保持するものとする。

2. 本項の規定は、両者において有効である法令の規定を侵害するものではない。
3. 両者は、この協力覚書の下で相手方から受け取った秘密事項を、相手方の書面による事前の同意を得ない限り、公開しないものとする。

#### 第7項 問題の解決

この協力覚書の実施において発生した問題については、両者の間の協議又は交渉を通じて友好的に解決されるものとする。

#### 第8項 変更

この協力覚書は、両者の書面による合意により、いつでも見直し、または変更できるものとする。

#### 第9項 開始、期間及び終了

1. この協力覚書に基づく協力は、署名の日から開始する。
2. この協力覚書に基づく協力は、3年間継続し、両者の合意により延長できるものとし、またはいずれかの側が終了を希望し、その日時の6ヶ月前までに書面により通告した場合には終了できるものとする。
3. この協力覚書に基づく協力の終了は、その時点で継続中のプロジェクトや活動が終了するまでの間、これらのプロジェクトや活動の期間には影響を及ぼさないものとする。

英語により2部作成され、2011年12月8日に南アフリカ共和国ダーバンにおいて署名された。

日本国環境省  
細野 豪志  
環境大臣

モンゴル国自然環境観光省  
ルイメド・ガンスフ  
自然環境観光大臣